

中津川市立加子母小学校

「いじめ防止基本方針」

～一人の子どもを大切にするために～
～一人一人の児童が生き生きと生活するために～



◇ もくじ ◇

- 1 法律上の位置づけ
- 2 基本理念・方針の目的
- 3 未然防止・早期発見の体制
- 4 いじめ発見時の対応手順
- 5 いじめが深刻化した場合（重大事態）への対処
- 6 研修・教育・啓発
- 7 公表・点検・評価

1 法律上の位置づけ

本方針は、「いじめ防止対策推進法」第13条に基づき、自校の状況に応じた「学校いじめ防止基本方針」として策定するものです。

法的根拠	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号） 文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年改訂）
遵守義務	本校の全教職員、児童、保護者は本方針の内容を理解し、いじめのない学校づくりに協力する義務を負います。
整合性	本方針は、教育委員会が策定する「地方いじめ防止基本方針」および本校の「学校経営方針」と整合性を図るものとします。

また、重大事態への対処については、同法第28条から第32条の規定を法的根拠とし、岐阜県の方針および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参酌して対応する。

2 基本理念・方針の目的

基本理念	いじめは、児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。すべての大人が「いじめをしない！させない！許さない！」という強い意識を持ち、児童が安心できる望ましい人間関係を築くことを目指す。 ① いじめは「どの子供にも、どの学校でも起こりうる」という認識を全教職員が共有する。 ② いじめを許さない、見逃さない学校風土を醸成する。 ③ いじめの禁止だけでなく、道德教育の充実により「他者の痛み」を理解する心を育てる。
いじめの定義	心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを含む）であり、対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。
方針の目的	いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応のための体制を確立すること。 「いじめは人間として絶対に許されない」という強い決意のもと、児童の尊厳を保持し、健やかな成長を支援します。いじめを受けた児童を徹底して守り抜き、いじめを行った児童には適切な指導と支援を行うこと。

3 未然防止・早期発見の体制

◎いじめを「個人の問題」ではなく「組織の問題」として捉え、重層的な見守り体制を構築します。

未然防止：児童一人一人に「居場所」と「絆」を実感させ、自己有用感を高める学級経営を行う。道德教育や人権教育（「ひびきあい活動」等）を通じ、他者を思いやる「理性」を育む。

早期発見：教師の鋭い観察力による日常的な見守りに加え、毎月1回の「心と体のアンケート」や定期的な個人面談を実施し、小さな変化を組織的に共有する。

組織体制：校長を総括とする「いじめ対策委員会」を常設し、週1回の情報共有会議等を通じて機動的に運用する。SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）等の専門家とも連携を図る。

4 いじめ発見時の対応手順

初期対応 初動対応	いじめを発見したり相談を受けたりした場合は、担任が1人で抱え込まず即日直ちに生徒指導主事および管理職へ報告し、「いじめ対策委員会」において組織的な対応を開始する。
事実確認と支援 安全確保	被害児童の安全確保を最優先し、複数の教員で被害児童、加害児童、周囲の児童から正確な事実確認（5W1Hの記録）を行う。被害児童には寄り添い心身の安全を最優先に確保する。加害児童には毅然とした指導を行うと同時に、その背景にある問題にも目を向ける。
被害児童への支援	謝罪の場を設けるだけでなく、継続的な見守りを行う。
加害児童への指導	行為を厳しく戒めると同時に、その背景にある課題（人間関係や家庭環境等）を把握し、更生を支援する。
保護者連絡	事実関係を正確に伝え、学校としての対応方針を説明する。
解消の定義	少なくとも次の2項目が満たされている必要がある。 ①いじめ行為が3ヶ月以上止んでいる。 ②被害児童が心身の苦痛を感じていない。

5 いじめが深刻化した場合（重大事態）への対処

いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、あるいは不登校状態にある疑いがあるときは、法に基づき「重大事態」として対処する。

重大事態の定義（法的根拠：いじめ防止対策推進法第28条第1項）

生命・心身・財産重大事態 （第1号）	いじめにより、児童が自殺を企図したり、身体に重大な傷害を負ったり、精神性の疾患を発症したりした場合、または金品等に重大な被害を被った疑いがある場合。
不登校重大事態 （第2号）	いじめにより、児童が相当の期間（年間30日を目安とするが、連続した欠席等で疑いがある場合は30日に達さずとも判断する）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

発生時の対応と報告

重大事態と判断した場合は、直ちに中津川市教育委員会を通じて中津川市長および岐阜県知事に報告を行う。被害児童・保護者の申立てがあった場合は、学校が「いじめではない」と判断していても、原則として重大事態が発生したものとして調査にあたる。

対応の手順:

調査組織の設置	事実関係を明確にするため、「いじめ対策委員会」を母体としつつ、弁護士や医師、公認心理師等の専門的知識を有する第三者（外部専門家）を参画させた調査組織を設置する。 調査の目的は、責任追及ではなく、事実の解明と再発防止策を講じること、および被害児童の教育を受ける権利の回復にある。
情報の提供と説明	調査の進捗状況や明らかになった事実は、被害児童および保護者に対して適時かつ適切な方法で説明を行う。

6 研修・教育・啓発

◎教職員研修

教職員の資質向上と、児童・保護者の意識改革を継続的に実施します。いじめの事例に基づいたケーススタディや、情報モラル教育、人権教育に関する校内研修を年に複数回実施し、対応力を向上させる。

◎児童・保護者啓発

「情報端末の危険性」を学ぶ教育や、保護者と連携した「あったかい言葉かけ県民運動」の推進により、地域ぐるみでいじめ防止の意識を高める。

◎保護者・地域への啓発

学校だより、保護者会での説明。学校運営協議会（コミュニティ・スクール）との連携による地域ぐるみの見守り。

7 公表・点検・評価:

本方針は学校ホームページおよび学校要覧等に掲載し、保護者・地域に広く公開する。重大事態の調査結果報告書については、個人情報の保護に十分に配慮した上で、学校ホームページ等で公表する。

また、本方針は作って終わりではなく、PDCA サイクルを回して実効性を高めます。

点検と評価	学校いじめ対策組織が中心となり、本方針の取組状況を点検する。学校評価の項目にいじめ防止の実施状況を位置づけ、その達成状況を評価する。 児童アンケートの結果と対応の整合性を確認。
改訂	岐阜県の基本方針の改訂（令和7年4月）等、社会情勢の変化や法の施行状況を勘案し、3年を目途に定期的な見直しを行う。

令和8年3月 全面改訂